

平成30年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

別紙1

(環境省30—③)

施策名	目標1-3 気候変動への適応の推進				担当部局名	地球環境局 気候変動適応室		作成責任者名 (※記入は任意)	木村正伸			
施策の概要	気候変動適応法(平成30年法律第50号)に基づき、関係省庁と連携しながら施策を推進するとともに、観測・監視や予測を行い気候変動影響評価を実施し、施策の進捗状況を把握し、必要に応じ見直すという順応的なアプローチによる適応を進める。また、日本国内に限らず、適応にかかる国際協力・貢献の推進も実施する。				政策体系上の位置付け	1. 地球温暖化対策の推進 (次回から「2. 地球環境の保全」に位置付ける予定)						
達成すべき目標	気候変動影響による被害の防止又は軽減その他生活の安定、社会若しくは経済の健全な発展又は自然環境の保全を図る気候変動適応を推進し、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与する。				目標設定の考え方・根拠	・気候変動の影響への適応計画(平成27年11月27日閣議決定) ・気候変動適応法(平成30年法律第50号)		政策評価実施予定時期	平成31年6月			
測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値 年度ごとの実績値						測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	
	基準年度	目標年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度			
地域気候変動適応計画を策定している都道府県・政令市の数	-	-	67	31年度	-	-	-	67	-	-	-	気候変動適応法(平成30年法律第50号。以下「法」という。)第12条において、都道府県及び市町村は、その区域における自然的経済的社会的状況に応じた気候変動適応に関する施策の推進を図るため、単独で又は共同して、気候変動適応計画を立案し、地域気候変動適応計画(その区域における自然的経済的社会的状況に応じた気候変動適応に関する計画という。)を策定するよう努めるものとして規定されており、また、本法第3条において、国は地方公共団体の気候変動適応に関する施策の促進に務める責務を有しているため。
					43	56						
測定指標	基準		目標		施策の進捗状況(目標) 施策の進捗状況(実績)						測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠	
	基準年度	目標年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度			
気候変動影響評価報告書の作成と、気候変動適応計画の策定・見直し	-	-	-	-	-	-	法に基づく気候変動適応計画の策定 /法に基づく気候変動影響評価報告書の作成開始	-	法に基づく気候変動影響評価報告書の作成	-	気候変動適応計画の見直しの検討	法第7条において、政府は気候変動適応に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、気候変動適応に関する計画(以下「気候変動適応計画」という。)を定めなければならないものと規定されている。また、法第9条において、環境大臣は、おおむね5年ごとに、中央環境審議会の意見を聴いて、気候変動影響の総合的な評価についての報告書を作成しなければならないものとされている。そして、法第8条において、気候変動適応計画は、最新の当該報告書等を立案して見直していくこととされているため。
気候変動影響評価・適応計画策定の協力プロジェクトを行った国の数	2	26年度	10	31年度	6	6	6	10	-	-	-	気候変動の影響への適応計画(平成27年11月閣議決定)において、開発途上国への支援は基本戦略の一つとして定められており、アジア太平洋地域において気候変動における影響評価支援等によって適応計画策定等の政策に貢献することとしているため。
					6	8						

達成手段 (開始年度)	予算額計(執行額)			当初予算額	関連する 指標	達成手段の概要等	平成30年 行政事業レビュー 事業番号
	27年度	28年度	29年度	30年度			
(1) 気候変動影響評価・適応 推進事業事業 (平成18年度)	378 (340)	391 (348)	702 (683)	850	1,2,3	<p>国内適応計画推進 <達成手段の概要> ・気候変動適応情報プラットフォームを運営・強化し、地方公共団体等の適応への理解と取組を支援する。 ・地域における適応の取組を促進するため、地域適応コンソーシアム事業において、地域ニーズに基づいた気候変動影響の予測・評価等を引き続き実施する。 ・地方公共団体における気候変動適応計画策定ガイドラインを改定、地域適応支援ツールの作成により地方公共団体の適応の取組を支援するとともに、地方公共団体適応担当者、民間事業者や国民の適応に対する理解を促進する。 ・国の適応計画のフォローアップを行い、その過程で明らかになった課題等の整理を行う。 ・気候変動の影響評価に関する最新情報を収集・整理する。</p> <p><達成手段の目標> ・地方公共団体の気候変動の影響評価および適応計画策定を促進する。 ・適応計画のフォローアップにより、施策の実施状況を把握する。 ・気候変動の影響評価に関する最新知見を得る。</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> ・気候変動適応情報プラットフォームで地方公共団体の適応取組の優良事例を紹介し、他の地方公共団体における取組を促進させる。 ・地方公共団体における気候変動適応計画策定ガイドラインの改訂及び、地域適応支援ツールの作成により、地方公共団体における気候変動適応計画の策定、適応の取組を効果的に促進する。 ・適応計画のフォローアップにより、適応施策の進捗を適切に把握し、気候変動の影響評価及び適応計画の必要に応じた見直しに反映させることができる。 ・5つの分野別WGによって、第2次気候変動影響評価に必要な気候変動影響や適応に関する最新の科学的知見を収集することができる。 ・地域適応コンソーシアム事業において、地域ニーズに基づいた気候変動影響の予測・評価を実施することで地域の実情に応じた適応の取組を促進する。</p> <p>適応にかかる開発途上国の支援 <達成手段の概要> ・国家・地方適応計画策定を視野に入れた気候変動影響評価を各国(インドネシア、モンゴル、太平洋小島嶼国等)政府機関及び研究機関等と協働して実施する。 ・日本の適応計画作成の過程で行った気候変動影響評価の経験・知見を基に、アジア太平洋諸国を対象とした気候変動影響評価及び適応計画策定に関する能力向上ワークショップを開催する。 ・気候リスク情報基盤整備を図っていくためのアジア太平洋気候変動適応プラットフォーム(AP-PLAT)を構築していく。</p> <p><達成手段の目標> ・我が国の科学的知見を活用した人材育成及び日本の適応計画策定の知見共有を通じて、各国の適応計画策定等に貢献する。 ・アジア太平洋気候変動適応プラットフォーム(AP-PLAT)の構築を通じて、国際的に適応を推進していくための気候リスク情報基盤を整備する。</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> ・インドネシア:政府関係者・研究者を中心としたコンソーシアムを構築し気候変動の影響評価を行い、北スマトラ州、東ジャワ州等の地方適応計画策定における科学的根拠の基礎として寄与する。 ・モンゴル:日本-モンゴル両国の気候変動適応分野の政府関係者・研究者を中心としたコンソーシアムを構築し、適応計画策定にかかる影響評価を行う。 ・太平洋小島嶼国:我が国技術の適応分野への活用を踏まえた調査研究を行う。 ・アジア太平洋地域:気候変動影響評価・適応計画の能力向上に関するワークショップの開催、APANフォーラムなどを活用した人材育成を行う。 ・タイ:AP-PLATの一環として、タイ国内の適応情報プラットフォーム構築支援を行う。 ・ベトナム:ハイフォン、フエ、ダナン地域を対象として、気候変動リスク情報の収集、地方の適応・開発計画への主流化を支援する。 ・二国間協力で得られたデータセットなどにより、アジア太平洋気候変動適応プラットフォーム(AP-PLAT)を構築する。</p>	092
施策の予算額・執行額	378 (340)	391 (348)	702 (683)	850	施策に関する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)	気候変動適応法(平成30年法律第50号) 気候変動への影響への適応計画(平成27年11月27日閣議決定)	